** 特定非営利活動法人 **

消費者市民ネットとうほくNEWS

2016年7月21日発行

第 13 号

《発行者》

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく 理事長 吉岡和弘

■2016 年度通常総会を開催しました

6月25日(土)14:00より仙台弁護士会館4階ホールにおいて2016年度通常総会が正会員76名(本人出席27人、委任状による代理出席9人、書面議決書40人)の参加で開催されました。議長には大西二郎さんが選出されました。

議案は第 1 号議案: 2015 年度事業報告承認の件、第 2 号議案: 2015 年度決算報告承認の件、第 3 号議案: 2016 年度事業計画決定の件、第 4 号議案; 2016 年度活動予算決定の件、第 5 号議案: 定款の一部変更の件、第 6 号議案: 役員補充選任の件、第 7 号議案: 議案決議効力発生の件の 7 議案について、小野寺友宏事務局長から一括の提案を行いました。続いて監査報告が車塚潤監事よりありました。各議案は採択承認されました。2016 年度活動の重点として適格消費者団体の認定申請及び組織強化と会員拡大、検討委員会活動及び申し入れ活動の強化、会員・一般消費者・事業者・行政への情報提供・広報、消費者施策に関する研究・提言活動、行政・他団体との協働及び業務受託等を進めることとしました。

総会終了後、総会記念報告会として「知っておきたい最新の判例・差止事例など」として、検討委員会の活動の成果と課題、2015年度消費者被害事例ラボの取組み報告と成果について報告がありました。



挨拶 吉岡和弘理事長



監査報告 車塚潤監事



採決の様子

■2016 年度通常総会記念活動報告会を開催しました

2016年度通常総会終了後、「知っておきたい最新の判例・差止事例など」と題して総会記念活動報告会を開催しました。2014年3月3日からスタートしたネットとうほくの活動も2年を過ぎ、適格消費者団体としての認可申請準備を進める段階にまでまいりました。この時期に今までの活動を振り返り、今後の活動につなげるため、あわせて2015年度消費者被害事例ラボの内容をお知らせする機会を持とうと企画いたしました。

最初にネットとうほく理事・事務局長・検討委員の 小野寺友宏弁護士より「検討委員会活動の成果と課題」



報告者 小野寺友宏理事



報告者 中里真理事

について報告がありました。情報の受付、検討委員会での調査・検討、事業者に対する照会や申入れ、結果の公表までの説明に続き、今までの活動と成果として HP に公表されている活動について概略の報告がありました。さらに継続して取り組んでいる主な事案や今後の課題等についても報告されました。(ネットとうほくの申入れ活動につきましては、http://www.shiminnet-tohoku.com/proposal/index.html でご覧ください。)

続いて、ネットとうほく理事・検討委員の中里真福島大学准教授より 2015 年度消費者被害事例ラボの取組報告と成果が報告されました。ネットとうほく消費者被害事例ラボ (「ラボ」は「ラボラトリー (研究所)」の意味) は 2015 年度より各方面の専門家が参集し、消費者関連の最新情報や判例について解説、質疑・議論検討を行なってきました。専門家と会員の皆さん以外は参加いただけませんが、大変好評をいただきましたので、今回概要の説明をお知らせする機会としました。

■2016 年度『ネットとうほく消費者被害事例ラボ』(消ラボ)第2回を開催しました

2016年7月7日(木) 18:30から、仙台弁護士会館において、2016年度第2回の消費者被害事例ラボ (通称、消ラボ)が開催され、22人が参加しました。今回は、小笠原奈菜山形大学准教授が、「外国為替証 拠金取引(FX)等のインターネットを通じた金融取引」という題目で、解説をしました。

まず、FX取引及び同取引におけるロスカットの仕組みについての説明がありました。FX取引の性質として、顧客と業者が1対1で取引するいわゆる相対取引であり、業者側に顧客が不利な取引をする誘因があるとのことでした。

そして、業者に対してロスカット義務を課すことができるか、また、システムトラブルによる損害賠償義務の免責条項が、消契法8条との関係で、無効とならないか、といった検討がなされました。裁判例は分かれているものの、金商法の定めや契約書の解釈等によってロスカット義務は、認められることが多いこと、通信機器障害等によってロスカットが間に合わなかったという事例において、個別事情を加味した上、ロスカットが遅れたことによる損害は事業者の責任となるべきであることを判示した裁判例などの紹介がなされました。

次に、検討委員でもある男澤拓弁護士から、インターネット取引における適合性原則や説明義務が解説されました。インターネットにおける申込みは、自ら申し込むということから、適合性原則違反や説明義務違反を問うことが難しい場面が多いものの、例えばターゲットマーケティングのように、勧誘とも評価できる場合があったり、また、年齢や収入等の確認を行う義務があると構成することによって、各違反を問うことを考えていくべきである旨の解説がなされました。

その後、実際の事業者の取引約款を眺めつつ、システムトラブルの際に事業者が免責となる条項については、不当な免責条項として申し入れることが可能なのではないか、といった意見交換がなされました。

今回も、多くの意見が活発に交わされました。今後の消ラボの予定は、下記の通りです。参加希望の会員、専門家の方は、事務局までお申込みください。

	開催月日	報告者 (予定)	テーマ
第3回	9月 8日 (木)	丸山愛博(青森中央学院大学)	「民法改正が消費者問題に与える影響(債務不履行の考え
			方の転換・約款規制等)」
第4回	11月10日(木)	窪幸治 (岩手県立大学)	「複雑化する契約問題(契約構造・継続性の観点から)」
第5回	1月12日(木)	中里真(福島大学)	「民泊に関する諸問題について」
第6回	3月 9日(木)	羽田さゆり(東北学院大学)	「美容医療に関する消費者問題(特商法改正を踏まえて)」

◆消費生活セミナーを開催します

2016年8月18日(木)、仙台弁護士会、宮城県、ネットとうほくの共催で消費生活セミナーを下記の通り開催します。参加ご希望の方は、事前に宮城県消費生活・文化課までお申し込みください。

若者をとりまくトラブルについて考える

~インターネットトラブル、マルチ商法、奨学金問題、ブラックバイト~

日 時: 2016年8月18日(木)13:00~15:30 (開場12:20)

場 所 : せんだいメディアテーク 7階スタジオシアター

定 員 : 180名(先着) ※参加無料ですが事前に宮城県消費生活・文化課への申込が必要です

基調講演 : 「若者をとりまく消費者問題と消費者教育の重要性」 講師 細川幸一氏(日本女子大学教授)

実例発表: 「弁護士によるリレートーク ~インターネットトラブル、マルチ商法、奨学金問題、ブラックバイト~」

講師 仙台弁護士会、ネットとうほく

事例発表 : 「学生と取り組む地域での消費者被害防止教育活動」 講師 伊藤美由紀氏(東北工業大学准教授)

詳細は、ネットとうほく HP セミナーのご案内 http://www.shiminnet-tohoku.com/seminar/index.htmlをご覧ください。

【発行元】特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5F TEL 022-727-9123 FAX 022-276-5160 e メールアドレス sn.mshiminnet@todock.jp